

然り況ンヤ文明ノ民ニ於テオヤ素ヨリ天然ノ成品ニ甘ンセス必ス人爲ノ巧術ヲ加ヘ美ハ益美ト爲シ以テ其價値ヲ増シ一器ノ微千金ヲ致スヲ得ルニ至ルヘシ而シテ繪畫ニ彫刻ニ金工漆工陶磁器織物等ノ諸般ノ美術工藝品ニ於ケル皆然ラサルハナシ乃チ用ヲ利シ生ヲ厚クシ内ハ以テ國産ノ價値ヲ増シ外ハ以テ其販路ヲ擴メ民人ヲ利益シ國家ヲ富庶ニスルニ足ルヘシ是ヲ以テ國家ニ於テ美術工藝ヲ振興セシムルト共ニ其根據タル美術教育ヲ完整セシムルコト實ニ緊要ト爲スナリ

然リ而テ國家ニ於テ美術教育ヲ獎勵保護スルハ敢テ今日ニ昉マルニ非ス本邦ニ於テモ古來歴世畫所ノ設ケアリテ朝廷ニ於テ之カ獎勵保護セラレタルハ歷史上顯著ナル所ニシテ之ヲ支那ニ徵スルモ歴代工部ノ官畫院ノ制アリテ大ニ之ヲ振張シタリ又佛國ニ於テハ國立美術學校國立製造所等ノ施設アリテ之カ獎勵保護ニ留意スルコト年既ニ久シク其美術工藝ヲ以テ一大富源ト爲スモ偶然ニアラス現今同國ニ於テ國立特別美術學校國立裝飾學校國立繪畫少女學校特別建築學校并諸縣美術學校及畫學校等ノ爲メニ年々九十四万二千八百余佛ノ巨額ノ國費ヲ支出セリ其他伊國普國等ニ於テモ美術教育ニ費ス所實ニ少ナカラスト爲ス而シテ今日東京美術學校ノ如キハ其費用甚僅少ニシテ之ヲ歐洲諸邦ノ獎勵保護ノ宏大ナルニ比スレハ其懸隔ノ甚シキヲ見ルヘシ是目下本邦財政上ノ情勢等已ムヲ得サルニ因ルト雖モ將來ノ期圖スヘキ所固ヨリ此ニ止マルヘキニ非サルヲ以テ漸次之ヲ擴充ヲ計リ以テ美術教育ノ整備ヲ圖ラサルヘカラサルナリ

今該校ノ二十三年度經費ヲ擧クレハ國庫支出金一万七千五百圓諸

収入一万一千九百餘圓ニシテ教員職員生徒ノ數ハ教員二十三人職員十人職工五人生徒百十六人内普通科二年生六十二人普通科一年生五十四人本年九月新ニ六十人ヲ入學セシメントス而シテ生徒未タ専修科ニ進入スルニ至ラスト雖モ本年十月ニ於テ普通科ヲ卒ルヘキ者アルヲ以テ將ニ専修科ヲ開始セントス之ヲ要スルニ該校ハ一所ニシテ繪畫彫刻建築及美術工藝ノ諸科ヲ包括シテ教授スヘキヲ以テ自ツカラ事業繁衍ナラサルヲ得ス且其校舍教員ヨリ古今名品ノ参考品及工場其他製作ノ材料等ニ至ルマテ諸般ノ設備ヲ要シ隨テ多費ヲ要セサルヲ得ス但便宜美術品製作ノ依囑ニ應ン精良ノ製作ヲ爲シ一ハ以テ生徒ノ練習ニ資シ一ハ以テ工場經濟ノ一分ヲ補ハントスト雖モ素ト生徒ノ練習ニ資スルヲ以テ主要ト爲スコトナレハ固ヨリ遽ニ其入ヲ以テ其出ヲ償フ能ハス惟目下ニ於テハ經費既定ノ額アリテ十分ノ施設ヲ為シ難キヲ以テ非常ノ差繰ヲ加ヘ纔ニ目前ノ急務ヲ措辨スルニ過キササルノミ

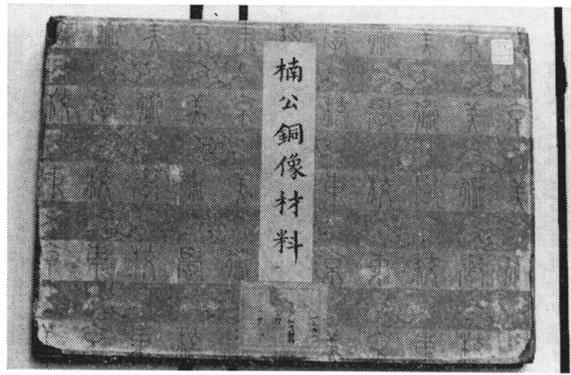
## ② 楠公銅像・依囑製作事業の開始

本年報上に記載は無いが、本校は明治二十三年四月に楠公銅像つまり宮城前にある楠正成乗馬銅像の製作を依囑され、ここに、第二次大戦頃まで続く依囑製作事業が始まった。依囑製作とは実験製作の別称であり、校外から依囑された製作を教員に担当させたところから、普通はこの名称の方が用いられた。該事業の目的は上記「説明 東京美術学校」中の運営上の要点の項に記されているとおりで、教員を精良の製作に従事せしめ、生徒に見学させ、研究、教育の効果をあげるとともに、世間に対して美術の品位、模範を示すこ

とにあった。

該事業のそもその発端を振り返ってみると、それは美術局設置運動の頃に胚胎したと考えられる。既に述べたとおり、岡倉らは美術局設置とともに美術学校附設製造所を設け、美術学校卒業生を入手させて一人前になるまで修業させるといふ計画を持っていたが、実現しなかった。そのために、依頼製作事業というかたちで計画を実行に移したのであろう。

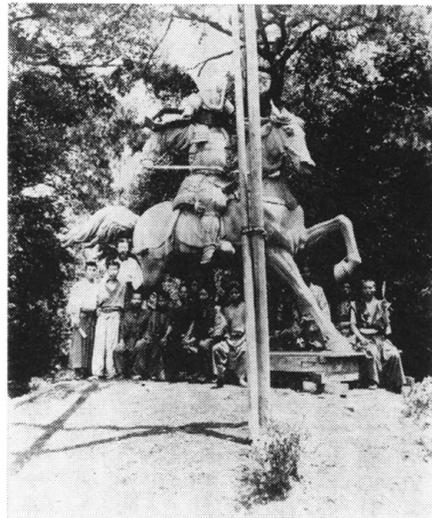
該事業については、明治二十四年以降の年報に依頼品名の記載がある。ある程度内容が把握できる。なお、明治二十二年七月二十日付『東京日々新聞』には「同校（東京美術学校）にてハ明年より



川崎千虎「楠公銅像材料」表紙



同上の一部



依頼製作楠公銅像木型製作記念

左より新納忠之介、山田鬼斎、高村光雲、石川光明、一人おいて亀田徳太郎、黒岩淡哉。右より新海竹太郎、一人おいて後藤貞行。

人民よりの依頼に應じ圖畫彫刻等の模型品を製造せしめんと目下其規則を取調べ居るよし」とあり、事業開始に先立って規則も作られたようだが、現存するのは後世に制定されたもののみである。

次に楠公銅像製作の経緯を述べておく。これは大阪の住友家が別子銅山開坑二百周年記念として別子の産銅を用いた大銅像を天皇に奉献しようとしたことと願ったことに端を発する。当初は宮城正門外広場に建てることのみ決まっていた、主題は未定とされていた。建設計画のブレインとなったのは九鬼隆一である。九鬼は先ず銅像の図案募集を行った。左記は明治二十二年七月に発表した募集要項で、その前に行った募集の結果が思わしくなかったため、これをもって再度

募集した。

### 圖案募集

皇城門外立像募集の事ハ、既に世人の知る所なるが、此の事につきてハ、最初三重縣より立派なる圖案をさしだし、顧問官中にも之を賛成せらるゝ方もありて、遂に奏上の手續に及はれたり、然るにその圖案、二重橋の入口に跨りて神武天皇が軍馬にめさせ給ひたる所なるより、天皇陛下ハ観覽まし／＼て、此の圖一点の批難すべき所あらざれども、近時外交の道漸くその歩を進め、追々諸實際國の帝王の來遊もあるべきに、朕が祖先にもせよ其馬足の下を歩みて宮城に入らしめんには交際上如何あらんとのたまひ



楠公銅像の圖案  
(明治26年8月25日『国会新聞』より轉載)

ければ、列坐の人々一同恐縮し、額に汗するものもありしとか、爾來 聖意を奉戴し、廣く圖案を募るに至りたるなりと、仄に承り及びぬ、今九鬼博物館總長より同事につきて日本美術協會へ照會せられたる書面は左の如くなり

今般皇城正門外廣場中央に、銅像を装置せらるへき趣に付、當館に於て、左記の制限に由り、圖案を懸賞募集取纏候間、貴會員中、御勸誘相成、考案差出相成候様致度右ハ皇城、装嚴の一に供するのみならず、本邦美術の摸範たるへきものに付、氣格形相ハ成るへく森嚴を旨とせられ度、此段併せて申進候也

明治廿二年七月

帝國博物館總長 九鬼隆一

日本美術協會々頭 佐野常民殿

- 一 銅像ハ中世以來本邦歷史上に、著大の關係を有する人臣の像、若クハ國體を代表すべき、相像的の人物たるへし、
- 一 銅像の大きさハ、皇城正門外廣場中央に裝置するに適當と認むるを以て度とすべし、
- 一 圖案ハ全く自己の考案に出でざるべからず、
- 一 圖案ハ成るべく正確に認め、大小高低を明にするを要す、
- 一 圖案ハ一人にて數枚を出すも妨げなし、
- 一 圖案ハ來月二十日迄に當館に送付するものとす、
- 一 圖案ハ鑑査の上、最も優等なるものハ、金五拾圓を贈與すべし、
- 一 賞金を得たる圖案ハ、必ずしも實地製作に用ひざるものとす、

『美術園』第十一号。明治二十二年八月二十五日)

このような企画に対し、東久世通禧、伊達宗城、松平確堂ら日本美術協会所属の名士は銅像建設反対運動を起こしたが、九鬼はそれを論破（美術に関する九鬼氏の意見）明治二十三年十月二十九日『朝野新聞』してことを進め、その結果、岡倉秋水、川端玉章作の楠正成乗馬像図案が採択された。その図案はさらに川崎千虎による線密な考証（本学附属図書館所蔵『楠公銅像材料』参照）に基づいて修正され、完成し、次いで本校に製作が依頼された。こうして、明治二十四年四月、高村光雲その他が正式に製作担当を命ぜられ、また、ほかに加納夏雄（太刀の木型の製作に協力）その他教官たちも協力して、十年後の同三十三年七月に竣工を迎えるのである。

楠公銅像製作は依頼製作事業の発端としてだけではなく、岡倉寛三の彫刻振興計画の発端としても意義深いものであった。岡倉の彫刻振興計画は彼の『国華』発刊の辞（明治二十二年十月二十八日）の中に次のように示されている。

彫刻ノ過去ヲ論スレハ亦繪畫ト其趨歸ヲ同クセシカ如シ而シテ現今ノ彫刻ニ至リテハ二三名家ヲ除クノ外ハ概ネ拙劣ノ佛師ニ非サレハ<sup>（舊）</sup>籠俗ノ宮大工ナリ織巧ノ象牙細工ニ非サレハ卑陋ノ根付彫師タルニ過キス未タ曾テ健腕大作ヲ剗<sup>（剗）</sup>剗セル者ヲ見ス故ニ務テ名工ヲ提醒シ彫刻ノ題旨、材料ノ擴張ヲ促カサ、ルヘカラス定朝、安阿彌カ佛菩薩ノ相好ニ盡シタル精神ヲ以テ之ヲ忠臣義士ノ肖像ニ應用セサルヘカラス僧伽藍摩ヲ裝飾シタル巧手ヲ以テ公堂公園ヲ裝飾セサルヘカラス竊ニ聞ク 宮城正門ノ外ニ本邦中世以来歴史上ニ著大ノ關係ヲ有スル名臣ノ銅像若クハ國體ヲ代表スヘキ想像

的人物ノ銅像ヲ裝置セラレントス又聞ク所ニ據レハ明治中興ノ偉業ヲ賛シタル國家元勳ノ肖像ヲ彫刻シテ後世ニ傳ヘントスルノ計畫ヲ抱クモノアリト元寇紀念碑ノ設置、日本新聞ノ懸賞問題ノ如キハ皆以テ世人カ歴史人物ノ彫像ヲ渴望スルニ至リタルヲ證スルニ足レリ而シテ材料ノ點ヨリ之ヲ觀レハ南都三月堂、戒壇院等ニ存在スル乾漆泥塑ノ製作法ハ彫刻ノ好材料ニシテ頗ル室内裝飾ニ便ナルモノアルヘシ現在鑄銅着色ノ法ニ至テハ本邦ノ最モ得意トスル所ナリト雖モ其緻密ハ未タ正倉院ノ寶鏡、春日神社ノ華嚴磬ニ及ハス其雄麗ハ蟹満寺ノ釋迦、藥師寺ノ金堂三尊ニ及ハス宜シク古ヲ考ヘ以テ今ヲ利スルノ策ヲ施スヘキナリ

つまり、衰微の極にあるわが国の彫刻を振興するには、日本彫刻の流れを汲む名工を提醒し、題旨、材料の擴張を促進して過去におけるような健腕大作をなさしめなければならないが、題旨についてはかつての仏教彫刻に代わるものとして国家的偉人の肖像彫刻ないしは公的施設の裝飾の方面を開拓すべきであり、材料については古来の乾漆や泥塑の製作法、鑄銅着色法等、優れた技法を現代に生かす工夫をしなければならないというのである。題旨の擴張に関連して述べている四つの計画のうち、宮城正門外の銅像とは楠公銅像であり、國家元勳の肖像とは西郷隆盛銅像や大村益次郎銅像であり、元寇紀念碑とは日蓮上人銅像である。また、日本新聞の懸賞問題というものは竹内久一作「神武天皇像」、山田鬼斎作「護良親王乘馬像」として実を結ぶ企画（13頁参照）をさす。岡倉は彫刻振興策の梃子としてこれらの企画を熱心に進めていたのであり、中でも木彫であるため最も早く完成した「神武天皇像」と「護良親王乘馬像」との二

大作は明治二十三年の第三回内国勸業博覧会に出品され、岡倉の意図したとおりに彫刻界に少なからざる刺激を与えたのであった。

ところで、ここに附記しておかなければならないのは大村益次郎銅像である。この銅像は明治時代の記念銅像の嚆矢とされており、事実、楠公銅像などよりも遙かに早く明治十七年五月に企画の発案がなされた。翌十八年、大熊氏広が制作することに決まり、大熊はそのためにヨーロッパへ留学。帰国して二十三年八月から原型(石膏)制作に着手し、翌二十四年六月には小石川の砲兵工廠内平岡工場で鑄造に取掛かり、翌年七月に完成した。九段の靖国神社境内に建立され落成式をあげたのは翌二十六年二月五日である。そのプラン、原型制作、鑄造に至るまで大熊氏広の効に帰すべきものではあるが、しかし、近年発見の左記文書(本学芸術資料館所蔵)によれば、本校が初期の段階で関与していたことがわかる。

拜啓銅像圖面落掌仕、取紛れ未タ実物現場ヲ一覽不致候得共過日彫刻師竹内久遠氏其他ノ校員ヲ派シ取調候處、長キ銅柱ハ到底保存ノ為メ不都合ニ可有之三條公ノ書ハ既ニ見事ニ鑄造相成候ニ付、之ノミヲ存して製作致度趣ニ御座候。將又銅像製作費ノ事過日大略申上置候處更ニ精密ニ取調フルニ矢張八尺ニテ取付費用ヲ除キ五千圓〔不明〕要シ一丈ニ相成候テハ此上二三千円ノ増加ヲ必須と致候。右御舎相成度以上ノ儀ニ付猶拜晤ノ上篤と申出度何日頃御都合宜敷候哉御垂示〔不明〕仰〔不明〕候先ハ御意ヲ得度草々頓首

明治廿三年七月十四日 岡倉寛三拜

賀茂水穂殿侍史

これは賀茂水穂(天保十一年〜明治四十二年。国学者。靖国神社宮司)宛てに岡倉寛三が差し出した書簡で、筆跡は岡倉以外の代筆である。文面にはただ銅像とあるのみで、大村益次郎銅像とは記されていないが、当時、賀茂は「故大村兵部大輔銅像建築委員総代」として該銅像建設の事務を担当していたことと、右書簡が該銅像関係文書類の中に含まれていることなどから考えて、大村益次郎銅像製作についての照会であることは間違いない。銅像の図面を受け取ったこと、竹内久遠(久二)その他の校員を「実物現場」に派遣して種々取調べさせたこと、銅像製作費等について記されている。

明治二十三年中には上記の楠公銅像のほかに帝國博物館から仏像模刻の依頼があったが、これについては次項で述べる。

### ③ 帝博の模写、模刻事業と本校

東京国立博物館には岡倉校長時代に本校の生徒や卒業生、教官たちが制作した古画や古彫刻の模写、模刻作品が多数収蔵されている。こうした制作は博物館の側からいえば帝國博物館美術部が明治二十三年より五ヶ年計画で始めた模写、模刻事業の一環として行われたものであり、一方、本校の側からいえば古美術研究という教育目的をもって行われたものであったが、要するにそれは帝博美術部長を兼任していた岡倉校長の一石二鳥を狙う巧妙な計画が生み出したものであったといえる。当時、帝博は陳列品拡充の必要があり、館外の名品を模写、模刻してこれに充てようとしていた。岡倉校長はこの機に乗じて制作を本校で引受け、本校の少額予算では成し得ない研究、教育の効果をあげようとしたのである。制作の概況は東